

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
10 創業支援資金 新規で開業される方や事業歴1年未満の方、新規開業から1年以上5年未満の方を支援	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・新規開業者　・県内での事業歴が1年未満の方	年1.4% 償還期間が10年を超える場合 年1.8%	万円 4,000	万円 10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.00% 有担保:年0.00% (県保証料補給率:年0.35～1.9%) 県が全額を負担	原則無担保
	・県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者等であって、以下のいずれかに該当する方（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者） ・事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと ・事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと ・事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者（以下「会社設立創業者」という。）となり、事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと		2,000	2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要		
	・「スタートアップ創出促進保証」を利用する方 ※信用保証料0.2%を追加で負担することにより経営者保証の免除が可能		3,500	3,500	10年以内 (1年以内) ※据置期間については、条件により3年以内となる場合あり	10年以内 (1年以内)		年0.2% (県保証料補給率:年0.8%)	無担保
	・ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふプライムスタートアップの認定要項第7条第1項の規定により「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている者であって、次のいずれにも該当する方 ・「ぎふプライムスタートアップ」の認定の日から起算して10年を経過していないこと ・「ぎふプライムスタートアップ」の認定を受けた際の事業計画と何らかの関係を有する事業を営んでいること		8,000	20,000	7年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	必要により	無担保:年0.00% 有担保:年0.00% (県保証料補給率:年0.35～1.9%) 県が全額を負担	原則無担保
11 経営合理化資金 事務所、工場等の新增改築や生産性向上を図る設備導入、職場環境の整備等を支援	☐ 資金使途 ・事業所、工場等の新增改築、建物の購入※ ※施設設備にかかる運転資金は、設備リース料、テナント料(いずれも新規1年分)に限る ・経営の効率化を図るための設備の購入※ ・事業継続計画(BCP)に基づく対策として行う、施設設備の整備※、資機材の購入、燃料等の備蓄及びBCP策定に要する経費 ・中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業に係る設備資金 ・職場環境の整備(受動喫煙防止対策のための施設設備の整備を含む)※ ・既成市街地における複合型都市再生施設の福祉施設又は付帯施設の整備等 ・耐震性を向上させるための既設施設及び設備の補修、整備 ・DX等デジタル技術を活用した設備資金	年1.6% 償還期間が10年を超える場合 年2.0%	4,000	20,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により		金融機関又は 県信用保証協会所定方法
12 脱炭素社会推進資金 環境に配慮した設備の導入を支援	☐ 資金使途 ・地球環境の保全・改善を図るための施設設備(太陽光発電設備等の導入) ・電力需給対策を図るための施設整備 ・温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、県の評価項目のいずれかでAの評価を受けた事業者の設備資金(評価後3年以内に限る) ※運転資金は、上記にかかる設備リース料(新規1年分に限る)及び備品・消耗品等の購入、環境マネジメントシステム(ISO14000シリーズなど)の認証取得又はダイオキシン類の濃度測定検査に要するものに限る		4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)			
13 雇用支援資金 雇用維持又は拡大に努める事業者を支援	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に提出して受理されており、雇用の維持に努める方※1(資金使途は運転資金に限る) ・令和5年4月1日以降、県外の学校の新卒者又は卒業後3年以内の既卒者を常用雇用者として採用し、継続して雇用している方 ・令和5年4月1日以降、障がい者を新たに常用雇用し、継続して雇用しており、常用雇用する障がい者の数が法定雇用障害者数に1を加えた数以上である方 ・令和5年4月1日以降、母子家庭の母を新たに常用雇用し、継続して雇用している方 ・令和7年3月1日以降、事業者の都合により、雇用している者の解雇や整理を行うことなく、新たに常用雇用者を採用し、継続して雇用している方。ただし、退職者の発生に伴う補充的な採用は除く ・清流の国ぎふ健康経営宣言をして登録している方 ・全国健康保険協会(協会けんぽ)岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」による宣言をした方 ・県から「障害者雇用努力企業」の認定を受けた方	年1.5% 償還期間が10年を超える場合 年1.9%	4,000	10,000 ※1は除く	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内) ※1は除く	必要により ※1のみすべて必要	無担保:年0.45～1.0% 有担保:年0.35～0.9% (県保証料補給率:年0.0～0.9%)	原則無担保
14 事業承継支援資金 事業承継に取り組む事業者を支援	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する方 ・岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する方 ・中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する方 ・事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する方※1 ☐ 資金使途 ・事業承継に関する経費(株式取得経費、事業用資産取得経費等) ・事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する方による事業承継前の個人保証を提供した旧債務の借換	年1.4% 償還期間が10年を超える場合 年1.8%	28,000	28,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により ※1のみすべて必要		金融機関又は 県信用保証協会所定方法
					10年以内 (1年以内) ※1に限る	10年以内 (1年以内) ※1に限る		年0.2%※2 (県保証料補給率:年0.0～0.95%) ※2 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合に限る	

3

特別経済対策資金

厳しい経営環境の中で、がんばっている企業を支援します

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
15 経済変動対策資金 売上減少など業況が悪化している事業者を支援	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・売上減少(最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少)している方 ・直近の単年度決算で欠損が生じている方 ・売上総利益が減少(最近3か月の売上総利益が前年同期比5%以上減少)している方 ・親事業者の経営合理化の影響を受けている方 ・セーフティネット保証(2～8号)の認定を受けた方 ・指定感染症等により売上減少(最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれる)している方	年1.6%	万円 10,000	万円 10,000	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	すべて必要	無担保:年0.35～0.9% 有担保:年0.25～0.8% (県保証料補給率:年0.1～1.0%)	原則無担保
16 関連倒産防止資金 取引先企業が倒産し、影響を受けている事業者を支援	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・倒産企業との取引依存度が20%以上ある方　・倒産企業に対し、50万円以上の債権を有している方 ☐ 資金使途　・運転資金に限る 〈取扱期間〉　企業が倒産した日から起算して1年以内	年1.2%	4,000 ※債権相当額の範囲内	—	7年以内 (1年以内)	—	すべて必要	無担保:年0.45～1.0% 有担保:年0.35～0.9% (県保証料補給率:年0.0～0.9%)	
17 返済ゆったり資金 借換資金	■ 対象者 ・現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用しており(ただし、一部資金を除く)、以下のいずれかに該当する方 ・最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること、若しくは直近の単年度決算で欠損が生じていること、又は、セーフティネット保証(1～8号)の認定を受けていること ・地場産業(食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物、プラスチック)の製造業を営む場合は、最近3か月の売上総利益が前年同期比で減少していること ☐ 資金使途 ・岐阜県中小企業資金融資制度を含む県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換(県制度融資以外の債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る) ・旧債務の借換と同時に新たな借入も可能	金融機関 所定利率 ※(注1)	8,000	8,000	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	すべて必要	無担保:年0.40～1.5% 有担保:年0.35～1.4% (県保証料補給率:年0.0～0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
18 中小企業再生支援資金 事業再生に必要な資金	■ 対象者（いずれかに該当する方） ・岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生を図る方 ・岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る方 ・ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図る方で事業再生の終了に資金が必要な方 ・産業競争力強化法等に従った計画に従って事業再生を行う方(借換資金の資金使途は、「(17)返済ゆったり資金」と同じ) ・中小企業等経営強化法に定める認定支援機関の支援を受け、事業再生の計画の策定、実施、報告を行う方	金融機関 所定利率 ※(注1)	8,000	8,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	無担保:年0.40～1.5% 有担保:年0.35～1.4% (県保証料補給率:年0.0～0.4%)	